

平成 2 4 年度
第 2 回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 25 年 2 月 7 日（木）

午後 1 時 30 分～3 時 15 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

太子町生活福祉部町民課

平成 24 年度第 2 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 25 年 2 月 7 日（木）

開会：午後 1 時 30 分

閉会：午後 3 時 15 分

場所：太子町役場 2 階 第 2 会議室

2. 協議事項

① 平成 25 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について

② 国民健康保険税の税率改定について

3. 報告事項

① 特定健康診査・特定保健指導の状況について

② 太子町国民健康保険第 2 次特定健康診査等実施計画について

③ その他

4. 委員の出席・欠席者

出席委員：平田 孝義 福井 輝昭 森澤 英一 龍田 孝夫
山木戸 淑子 松浦 秀樹 高木 圭介

欠席委員：なし

5. 事務局

副町長 八幡 儀則

生活福祉部長 山本 修三

町民課長 森川 勝 係長 池田 誠 主事 佐々木 剛志

税務課長 三輪 元昭 係長 田中 幸代 係長 松本 朱代

さわやか健康課 主査 内海 美苗

6. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会 森川課長

2. あいさつ 平田会長

八幡副町長

3. 会議録署名委員の指名

会長が龍田孝夫委員と高木圭介委員を指名

4. 議題

池田係長：「平成 25 年度太子町国民健康保険特別会計予算（案）について」説明

会 長：予算書に対する質疑があれば発言をお願いします。ないようでしたら、ここで 10 分程度休憩をとりたいと思います。

会 長：繰入金のうち 6,000 万円が基金でしょうか。

森川課長：繰入金の 2 億 5,456 万 9 千円の中に、基金からの繰入金が 6,000 万円と一般会計からの繰入金が 2,000 万円、合わせて 8,000 万円が入っております。これらを法定外と言いますが、残りの約 1 億 7,000 万円は法定内と言いまして、一般会計から繰り入れることが定められているものになります。

池田係長：さきほど、法定内・法定外という話が出ましたが、本来は国民健康保険会計の予算から支出を行いますが、一般会計からも負担すべきということが法的にルールとして決まっているのが法定内のものです。予算書の P18 から P20 をご覧ください。まず P18 の保険基盤安定繰入金ですが、これは保険税率を軽減しますと、国民健康保険会計としては歳入が減ってしまいますが、その減額分を一般会計からいただく、というものです。次に P20 の職員給与費等繰入金ですが、これは我々職員の人件費や、実際の事務的経費です。これらは一般会計が負担すべきものというルールが決められており、一般会計から 4,297 万 3 千円を国民健康保険会計へ繰り入れております。次の出産育児一時金等繰入金ですが、出産育児一時金では 1 件当たりの出産につきまして 39 万円、産科補償制度のある産婦人科の場合はプラス 3 万円の 42 万円を被保険者へ支出しています。これら出産に対する助成について、その 2/3 を一般会計から国保会計へ補填しております。次の財政安定化支援事業繰入金につ

いてですが、まず高齢者の割合が高いなどの特殊事情がある保険者に対しては、町の一般会計へ地方交付税が支払われますが、その交付税分を国民健康保険に繰り入れたものになります。以上が法定内と言いまして、ルールに基づいて繰り入れを行っております。次の、その他一般会計繰入金の2,000万円と、財政調整基金繰入金6,000万円は、純粋な財源補填のためのものです。今回の税率改定の中で、これらを入れなければ、保険率の増加が急激なものになりますので、それを緩和する目的で繰り入れを行っております。

山木戸委員：8,000万円あるということでしょうか。

池田係長：一般会計から2,000万円、基金から6,000万円をいただきますので、合わせて8,000万円です。

森川課長：基金というのは、国保が持っている貯金です。

山木戸委員：太子町の一般会計からは2,000万だけということでしょうか。

森川課長：はい。

会 長：他にありませんでしょうか。ないようでしたら、続いて国民健康保険税の税率改定の説明をお願いします。

池田係長、田中係長：「国民健康保険税の税率改定について」説明

会 長：何か質疑がありましたらお願いします。

福井委員：P3 一番上段の医療一般分の所得割について、賦課割合48.28%は何で除した数字なのでしょう。

池田係長：算出税額から控除額を引いた額を母数として、所得割額を除しております。

福井委員：もう一度お願いします。48.28%が出る根拠をお願いします。

池田係長：算出税額という欄がありますが、これは実際の課税額ではありません。と言いますのも、算出税額から軽減額などを差し引いた額が課税額となり、賦課割合も実際に課税した額に対して率を計算します。今、所得割の算出税額が

約2億8,000万円ありますが、この額に対しても控除の額を引いて計算いたします。また母数となる全体の税額についても控除の額を引くことになりません。つまり、互いに課税額ベースに落とし込んだ上で率を計算したものが、48.28%です。

福井委員：この表の数値では計算できないということでしょうか。

池田係長：互いに控除を差し引いていけば可能ですが、算出税額の一例だけでは求めることができません。

会 長：他にございませんか。

福井委員：税の収納率の向上に努めたいということですが、現状はどうでしょうか。

三輪課長：まだ平成24年度は終わっておりませんので、24年1月末と25年1月末の途中経過同士での比較になりますが、現年課税分は0.1%良くなっています。滞納繰越分については、2%落ちている状態となっています。

会 長：P15の年間推移表を見ると、平成18年以降は税率改定が頻繁に行われていますが、平成17年以前は緩やかな税率改定になっています。この点を考えると、景気の良いときに少しでも税率改定を行い基金を貯めておけば、こういう時代も来なかったのではないかな、と感じています。今後は先を読んだ上で改定を行うことが必要だと思われれます。特に太子町の場合は、これから高齢者がどんどん増えてくるので、下手をすれば常に改定をするという事態となってしまいます。その点が少し残念だなと私は感じています。他にどなたかございませんか。

山木戸委員：平成10年と平成20年は所得割が下がっているが、お金がたくさんあったということでしょうか。

森川課長：まず平成20年についてですが、後期高齢者医療制度がこの時点で入ってきていますので制度改正によるものであります。平成19年の所得割（医療給付費分）が6.2%で、平成20年が5.3%となっていますが、後期高齢者支援金分を足しますと平成20年は6.95%ということで、上がった形になります。平成10年については、推測ではありますが、平等割・均等割がかなり上がり、所得割・資産割は下がっています。当時は7・5・2割軽減をかけるために、

均等割・平等割の応益部分と所得割・資産割の応能部分が 50:50 になるように設定しないとはいけませんでした。その関係もあり、バランスをとるように合わせたものと思われます。

山木戸委員：今後も 2 年毎ぐらいに変わるのでしょうか。

森川課長：個人的に言いますと、限度はあると思います。国保財政を預かる担当課としては、ある程度医療費が下がったときに基金残高を増やし、医療費が上がったときに利用できるようにしたいと考えています。また、医療費が急激に上がるような場合には一般会計から繰り入れて、税率の上昇を抑えたいとも考えています。今、医療費がこれだけ上がり、介護分・後期高齢分の費用も上昇しています。その分補助金も入ってきますので、差し引きはありますが、それでもかなりの額の支出が年々上がってきています。後期高齢者の医療費が下がるとは思えませんし、介護納付金も上がっていくだろうと思います。

山木戸委員：最終的に資産割はゼロにしたいとおっしゃってましたが。

森川課長：今は県の方針もかなり変わってきていますが、1 年ほど前は、平成 31 年には県も保険者にしながら県下統一の料金をつくる動きがありました。今後どうなっていくかは分かりませんが、そうなりますと県は資産割は考えていません。理念的に国保税に資産をかけるのはおかしく、我々もご苦情をいただくこともたまにあり、そのとおりでと思います。多分、県が県下統一のモデル料金を出すときには資産割はなくなると思います。その段階までに資産割をゼロにしておかないと、県下統一時に、一気に所得割をあげないといけないパターンにならざるを得なくなります。

会 長：他にございませんか。

福井委員：資産割の改定については、近隣市町においても県の意向に従うのでしょうか。

森川課長：西播磨管内では、その動きは少ないです。毎年国保料の改正を行っている姫路市でも 20%、たつの市でも 12%を取っています。ただ、税率改定を行っている他の市町では、資産割を減らす動きの方が多く、そのままのところの方が少ないです。稲美町や播磨町、太子町より東にある市町は、ほとんどなくなりゼロにしてきているという状況です。

福井委員：流れは、そういう方向になっているということでしょうか。

森川課長：それは間違いありません。たつの市・相生市については、平成 25 年度は保険税率の改定はしないという情報はありますが、なかなか県下全ての情報は入ってきていません。しかし、税率改定を行うときには、議論の対象になると思います。

松浦委員：昔から資産割は当然のものと思っていたが、どういう考えでなくなるのですか。それも県の方針ということでしょうか。

森川課長：県の方針と言いますか、一般的に保険（国民健康保険）を何で賄うのか、ということなると思います。所得割・均等割・平等割は当たり前と誰しもが考えますが、資産割はなぜ土地や建物を持っているから保険が高くなるのか、というご苦情になります。人口が少なく過疎化が進んでいるところでは少ないですが、都会化しているところほどクレームが多くなっています。国は保険者（町）が設定すればよいと言っていますが、保険者側は資産割の理由を説明しきれず厳しいところです。

三輪課長：元々、固定資産のある人、地主はお金持ちというイメージがありましたが、それが崩れてきています。今は固定資産を維持するだけで大変です。親から固定資産を受け継いだ方が、必ずしも所得があるとは限りません。そのような方が国保に加入したとき、所得割などよりも資産割の比率が高かったりするとクレームにつながります。固定資産をたくさん持っているイコールお金持ちという図式は成り立たなくなってきた、クレームにもなっていると思われれます。

会長：他にないようでしたら、時間の都合もありますので次の報告へ移りたいと思います。税率改定については後日（2月14日）審議をしたいと思います。続きまして、報告事項の説明を事務局よりお願いします。

内海主査：「特定健康診査・特定保健指導の状況について」説明

会長：質問ございますでしょうか。ないようでしたら次の報告をお願いします。

池田係長：「太子町国民健康保険第2次特定健康診査等実施計画について」説明

会長：質問ありますでしょうか。

福井委員：特定健診の目標実施率は60%で、平成23年度の実績が25.6%ということについて、周知は町広報やホームページ等となっていますが、目標達成への有効な方法はこれ以外に何か考えておられますか。

森川課長：太子町では有効だと言われる手段はほとんど行ってきました。しかし、それに伴って受診率が上がってこないのが現状です。他の市町村で有効な手段とされている受診の無料化やガン検診との同時実施、土日等休日での健診実施などは太子町でも行っていますが、なかなか受診率が上がりません。来年度からは特定健診受診券を被保険者全員に早期送付したいと考えております。平成24年度も未受診者に対して送らせていただきましたが、今度は5月下旬頃から全員宛に送らせて頂いて1年間無料であるという個別通知をさせていただけたらと考えています。そうすることで、人間ドックや各医療機関への個別受診も増え、かつ集団健診の申し込みも増えてほしいと考えております。目標数値については平成25年度から平成29年度までの間に60%としており、実際は無理かもしれませんが、これに向けて努力していこうというのが今回の実施計画になります。

福井委員：たつの市の母子健康推進員の方の話ですが、回覧をまわすなど文章で見せるのではなく、車で回るなど耳で聞くことで受診率がかなり上がったということです。これも有効な方法かなと思います。

内海主査：車で回ることについては今後検討したいと思います。たつの市の件ですが、今年たつの市は、母子健康推進員の協力を得て、各被保険者の家庭に個別訪問し受診勧奨を行いました。そうすることで、受診率が向上したことは事実です。しかし、クレームも多く発生しているようです。各家庭にかなり踏み込むことになるため、強い拒否感を示される方も多く、また母子推進員の方についても、良いことをしているはずなのに強い拒否感を示されたり、市に対する思い・クレームを言われ困ってしまったということです。来年度からは、個別訪問は中止するという案もあがっているようです。それも踏まえて、広く周知ができる方法を検討したいと思います。

森川課長：どこまで町が踏み込むのか、どこで引き下がるのか、ということが難しいです。電話勧奨もそうだが、先方が嫌がっているのに強制はできません。

会長：他にありませんでしょうか。ないようですので、報告事項である特定健康診査・特定保健指導の状況、また太子町国民健康保険第2次特定健康診査等実施計画については、当協議会として承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(会場異議なし)

会長：では、承認とさせていただきます。本日の議事としましては以上でございます。何か事務局から報告ございますか。

池田係長：先ほど、平成25年度の予算について説明させていただきましたが、それと合わせまして今年度の補正予算につきまして、来たる3月議会に上程させていただきます。その内容ですが、一般被保険者の医療給付費が若干足りないということで増額を行います。退職被保険者については、決算見込みに合わせた減額をさせていただきます。また、国・県の支出金等での交付金の金額も決定通知がきていますので、それに合わせた補正を行います。あと、先ほど会長からもお話がありましたが、来週2月14日に第3回運営協議会を開催しますのでよろしくお願いいたします。今回の報酬については、第3回分と合わせまして3月中旬に指定の口座へ振り込ませていただきます。

会長：今の報告について何かございますか。ないようでしたら、本日の会議はこれにて閉会したいと思います。本日は色々な意見も出て長くなりましたが、長時間ご苦勞様でした。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 25 年 4 月 8 日

議長 (会長)

平田 孝義

署名委員

高木 圭介

署名委員

龍田 孝夫